平成２９年（フ）第４７５８号
東京都江戸川区江戸川２丁目12―63―102
債務者　川谷内悦男
1　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７９１号
東京都中野区上高田５丁目33―２
債務者　中川　晃次
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７９８号
東京都新宿区中井１丁目９―17―306
債務者　大久保和哉
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８１６号
東京都足立区佐野２丁目22―９
債務者　竹越　由香
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８２１号
東京都八王子市明神町３丁目12―６―402
債務者　金子　幸平
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８２２号
東京都東久留米市中央町１丁目１―19―303
債務者　小坂　洋介
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８２３号
東京都世田谷区代田５丁目９―１
債務者　毛利　佳彦
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８２５号
東京都世田谷区上北沢４丁目18―15―804
債務者　星山　菜摘（旧姓呂）
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８２７号
東京都板橋区大山金井町40―４―401
債務者　岩間　里美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０８６号
神奈川県茅ヶ崎市高田１丁目１番45号　アネックス湘南参番館103号
債務者　吉田　　健
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６５号
静岡県焼津市飯淵1076番地　レオパレスルポアペイユＫ210
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１８号
栃木県宇都宮市錦３丁目４番６号　錦ハイツ202
債務者　佐藤　　隆
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２３号
東京都町田市旭町１丁目６番７号シャレーカマタＢ―202
債務者　松岡　正美
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５６０号
東京都三鷹市野崎３丁目15番13号ハイツすみ201
債務者　加藤　和之
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部